



「生成 AI を用いたチャット UI 環境の運用・保守」に係る
事前確認公募

公募要領

2026年3月3日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では「生成AIを用いたチャットUI環境の運用・保守」を実施するにあたり、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 本件の概要

(1) 名称

「生成AIを用いたチャットUI環境の運用・保守」

(2) 契約期間

契約締結日から2027年3月31日（水）

(3) 概要

現在、IPAで運用している生成AIを用いたチャットUI環境「チャットUI」のシステム運用・保守の契約が2026年3月31日に期間満了するため、2026年4月1日から2027年3月31日までの運用・保守を実施する。

運用・保守期間にて、正常かつ正確に稼働させるとともに、障害が生じた場合に迅速に復旧させ、サービスが滞りなく行われることを目的とする。具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 過去3年以内に情報管理の不備を理由にIPAから契約を解除されている者ではないこと。

(8) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(9) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(10) 既存事業者と円滑な引き継ぎなど連携が必要な場合は実施し、現行運用環境に何らの影響を与えることなく業務が進められること。

(11) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「仕様書」参照

(12) 「3. 現行システムの資料の開示」により設計資料を閲覧した者であること。

3. 現行システムの資料の開示

参加意思確認書を提出しようとする者は、代表者印を押印した秘密保持誓約書（別掲を参照）を提出した上で、当機構が用意する閲覧場所において、当機構職員の立会の下に閲覧することができるので、事前に4.(1)の担当部署へ電子メールで申し込むこと。

なお、閲覧期間は2026年3月3日（火）から2026年3月13日（金）までの10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）までの間の2時間程度とする。（祝・休日を除く）

閲覧物の内容のメモは可とするが、写真撮影、コピー等の複写行為は不可とする。閲覧時は当機構の職員を立ち合わせる。また、立会い者は当公募に係る一切の質問に回答しない。

【開示する資料】

- ・インフラ構成図
- ・Azure 詳細設計書
- ・機構が利用するクラウドサービスの項目一覧と予定数量表

4. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構 経営企画センター デジタル改革推進部

担当：中村、神田、市瀬

電話番号：03-5978-7519

E-mail: ds-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mailのみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

別紙「仕様書」に記載の運用・保守サービス業務の提供が可能であり、かつ「2.応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前にE-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2026年3月13日（金）17時00分

場所：「4.手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 別紙「仕様書」に記載のシステムの運用・保守サービス業務の提供が可能であり、かつ「2.応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式2）
- ⑥ 情報取扱者名簿（様式3）
- ⑦ 情報管理体制図（様式4）

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。
- (5) 契約条項については、(参考) 契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項等については契約締結時に調整する場合がある。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

【別掲】

令和 年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕 殿

秘密保持誓約書

当社は、「生成 AI を用いたチャット UI 環境の運用・保守」に関する手続において、開示された情報のうち、公知の情報以外（以下「秘密情報」という。）の取扱いに関しては、下記の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

記

1. 秘密情報を本入札に係る役職員以外の者に対して開示又は漏洩致しません。
2. 秘密情報は本入札のためのみに利用致します。
3. 当社が秘密情報を外部に開示又は漏洩したことにより、貴機構が損害を被った場合には、損害賠償等について真摯に対応致します。

以上

(住所)
(会社名)
(代表者名)

印

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「生成AIを用いたチャットUI環境の運用・保守」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）
サイズ：A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ：A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 （非常勤は役職の 前に○印を記す）	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業 績	期	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	項目			
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
定期預金残高	百万円	百万円	百万円	
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

情報取扱者名簿

		(しめい) 氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号 及び国籍 (※4)
情報管理責任者 (※1)	A						
情報取扱管理者 (※2)	B						
	C						
業務従事者 (※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

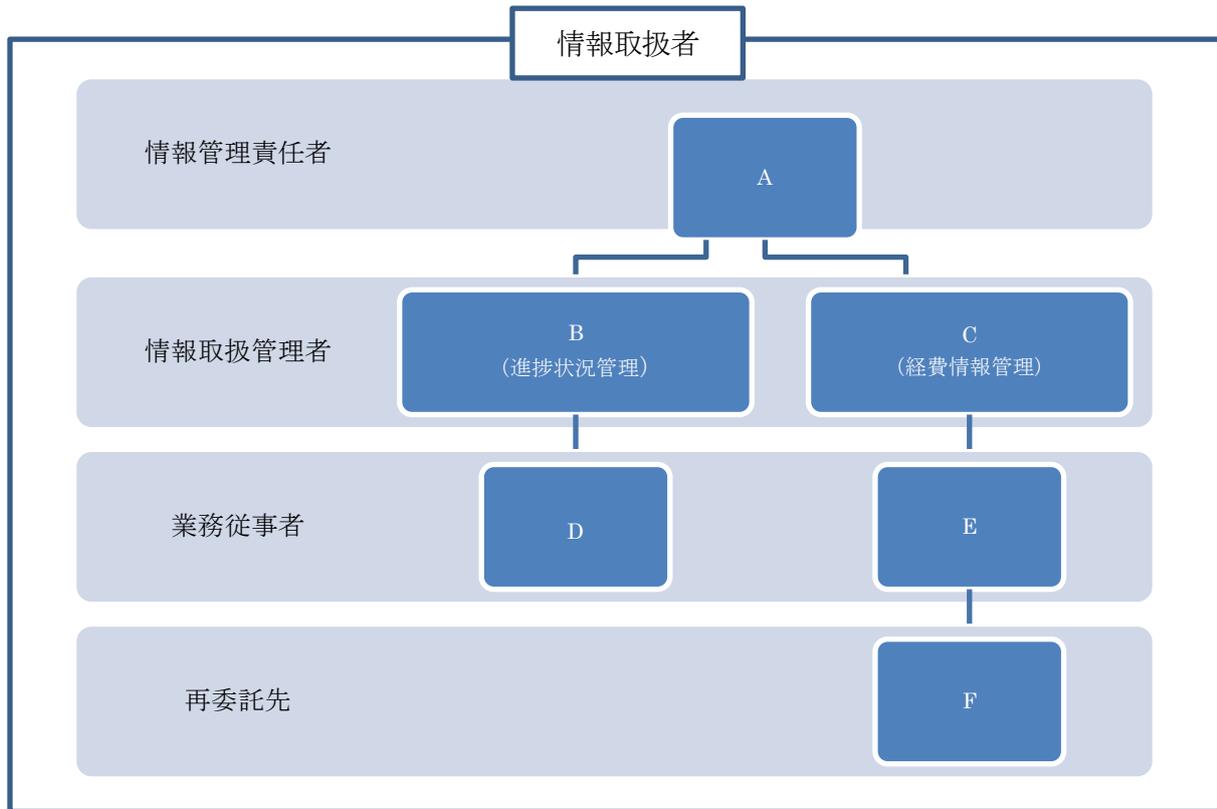
(※2) 本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本委託業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

情報管理体制図（例）



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

仕様書

件名「生成 AI を用いたチャット UI 環境の運用・保守」

「チャット UI」に対して、以下のとおり運用・保守を行うものとする。

1. 背景・目的

IPA は、第五期中期計画「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」「4. IPA-DX の推進等を通じた業務運営の効率化」の「(3) デジタルを活用した利便性の高い行政サービスの実現」「(7) 先進的な取組や制度の積極的な導入」を受け、AI 知識処理の支援による高付加価値サービスの実現を推進している。

「チャット UI」は、新興技術を活用する先駆的法人としての姿を目指し、生成 AI を通じた実践知を蓄えるとともに今後社会に発信するために、Azure OpenAI Service（以下、「AOAI」という。）を活用したサービスを IPA 内部に展開し、業務・事業活動の変革を図ることを目的とし、多量の IPA 内文書で規定されたルールや手順を背景知識とし、職員が効率良く業務を遂行することを支援するための職員用の生成 AI を用いたチャット UI 環境である。

チャット UI は 2024 年度実施した、「入札公告「生成 AI を用いたチャット UI 環境構築・運用」に係る一般競争入札」(<https://www.ipa.go.jp/choutatsu/nyusatsu/2024/nyusatsu20240813-2.html>) で開発・構築を実施したクラウドサービスであり、主要な機能については、生成 AI アシスタントシステム「SGC (Smart Generative Chat)」サービスを用いて実現されている。

本調達は、「2. システム概要・機能要件」および「3. 非機能要件」を満たすチャット UI 環境の運用・保守を調達するものである。

2. システム概要・機能要件

以下に「チャット UI」の概要を記載する。

図 1：システム概要

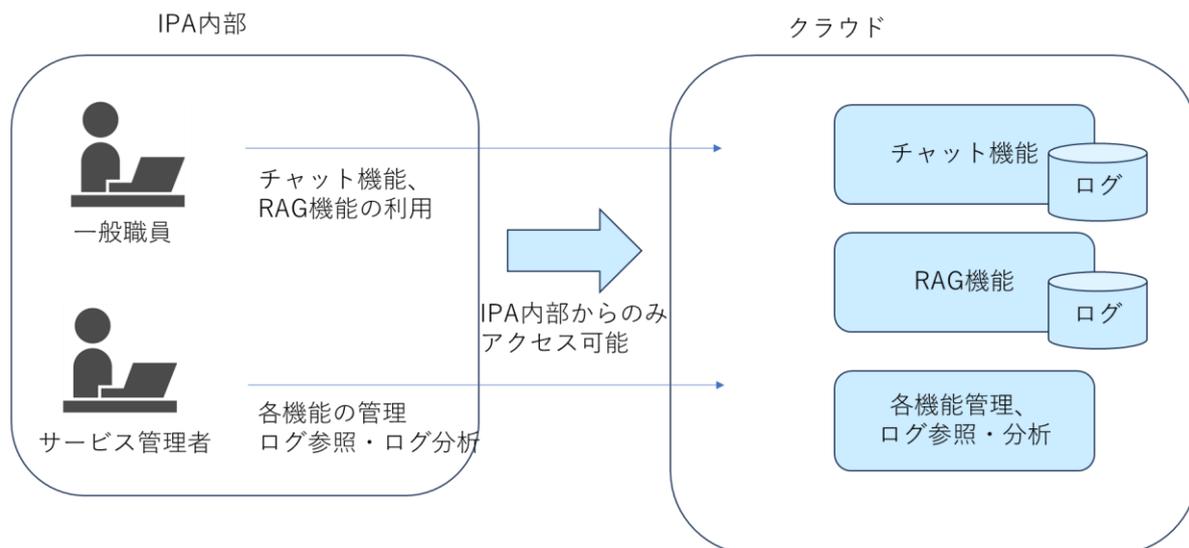
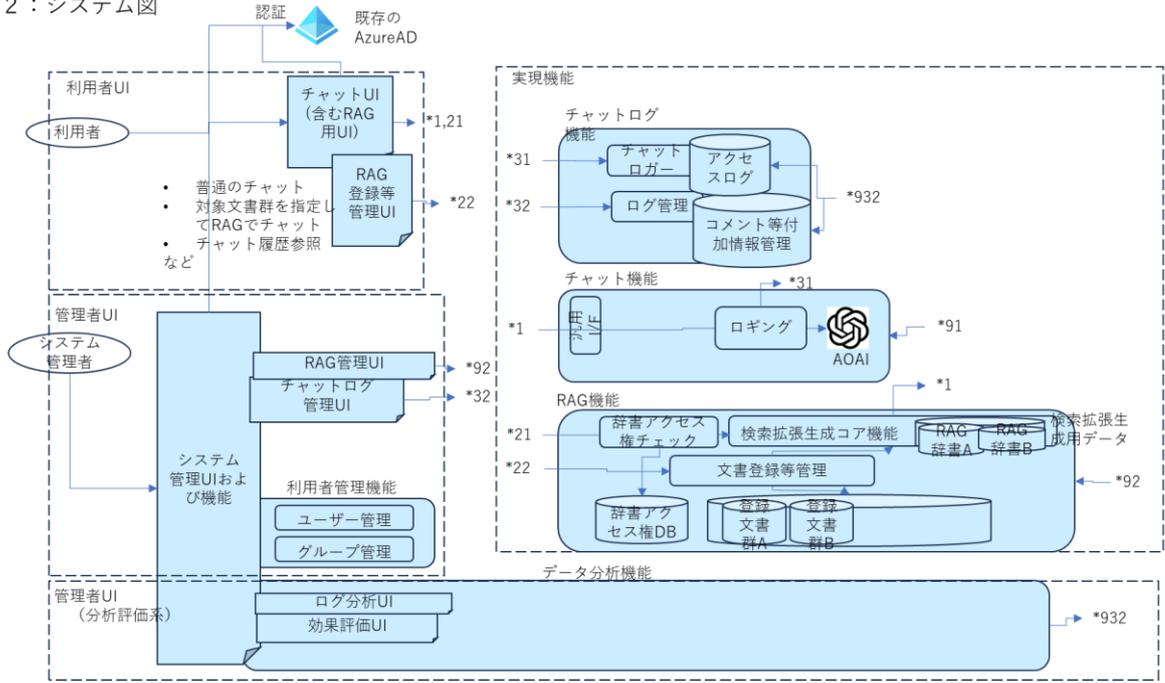


図 2 : システム図



機能一覧

項番	モジュール	機能名	仕様
1. 利用者機能			
1-1	チャット (メイン機能)	ログイン	<p>ユーザのログイン制御を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認証には、IPAがMicrosoft365等使用のために利用しているEntraIDを用いている ・シングルサインオンなどの認証連携ができることが望ましい ○通常ユーザ（利用者）と管理者権限を持つユーザ（システム管理者、システム開発・運用保守者）の2種類の権限に応じて利用できる機能を制御している
		チャット	<p>chatGPT 態様の機能を持ったチャット入出力を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○チャット画面には次のコンポーネントを配置している。 <ul style="list-style-type: none"> ・チャット入力ボックス ・入出力表示部 ・モデル選択 ・履歴表示（「チャットログ利用」参照） ・プロンプトテンプレート、システムプロンプト設定（AzureOpenAIのPlayGroundの機能と同等） ・RAG辞書一覧&指定部 ・回答文に対する評価及びコメントを入力できる部位(*1) ・RAG辞書利用文書および文章表示部 ・チューニングパラメータ設定（モデル、最大トークン数、temperature、top_p、存在ペナルティ、頻度ペナルティ等）(*1) ○AOAIの最新AIモデルに速やかに追従できること（3ヶ月以内目途） ○ファイルを指定してチャットが可能（ファイルアップロード機能） ファイル形式は少なくとも、txt, pdf, csv, word, excel, powerpoint, wav, mp4を扱えること。 <ul style="list-style-type: none"> ・wav, mp4は議事録作成における音声からの文字起こし利用を想定 ○音声でプロンプト入力ができること ○チャットのシナリオを利用可能（シナリオ機能）。 <ul style="list-style-type: none"> ・シナリオは特定ユーザ間で共有することが可能 ・シナリオはサブシナリオ化し再構成できることが望ましい

項番	モジュール	機能名	仕様
			<ul style="list-style-type: none"> ○Web の情報をもとにしたチャットが可能。 ○Web の情報をもとにした調査分析が可能 (DeepResearch 機能) ○RAG 機能によるチャットが可能。 ○RAG 機能利用は、チャット生成に使用した文書の部位を参照可能。 ○新たなセッションを開始可能であること (OpenAI の chatGPT の” NewChat” 相当)。 ○回答文が長文の場合は、得られた部分ごとに応答を返す。(ストリーミング対応。)
		外部連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイパーリンクによるシナリオ起動ができること (シナリオ・オン・デマンド) ○外部のソフトウェアから REST API でチャット機能が呼び出せること (ファンクションコール)
		RAG 選択	<ul style="list-style-type: none"> RAG 辞書の選択を行う。 ○RAG 辞書の選択により RAG の対象文書群が変更できる。(RAG 辞書の一例として、AOAI の「On Your Data」機能におけるデータソースが該当する。) ○RAG 辞書は、従業員規則文書やセキュリティ規程などであり、辞書を登録できる要員は限られる。
		チャットログ利用	<ul style="list-style-type: none"> チャットログの利用を行う。(OpenAI の chatGPT の履歴表示相当) ○自身のチャットログを参照できる。 ○チャットログ (質問・回答) にもとづく質問文の再利用ができる。 ○特定ユーザ間でチャットログを共有できる。
1-2	RAG 登録等管理	RAG 設定	<ul style="list-style-type: none"> 新たな RAG 辞書 (文書群) 登録・RAG 辞書の文書の変更・RAG 辞書の削除を行う。 ○RAG 辞書登録は手動 (アップデートなどを自動としない)。 ○ファイル (可能であればフォルダ) を指定してアップロードができる。 ○辞書中の同一ファイル名は上書きする (世代管理は不要)。 ○文書群及び文書はそれぞれ削除できること。 ○文書一覧表示時、文書特定のためのファイル名検索ないしフィルタ、及びソートができる。
		RAG 辞書へのアクセス権の設定・変更・削除	RAG 辞書へのアクセス権の設定・変更・削除を行う (Azure の管理画面による対応でも可)。
2. 管理者機能			
2-1	RAG 管理	RAG 機能管理	<ul style="list-style-type: none"> RAG 機能の管理を行う。 ○RAG 辞書 (文書群) の登録状況 (サイズ含む) が参照・変更できる。 ○RAG に関する各種設定ができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・チャンクサイズ、オーバーラップ、セマンティック分割など。 ・全文検索、ベクトル検索、セマンティック検索、ハイブリッド検索などの RAG 辞書の検索方法を指定できる。 ・辞書ごとに設定すべきパラメータは辞書ごとに設定できる。
2-2	チャットログ管理	チャットログ機能管理	<ul style="list-style-type: none"> チャットログ機能の管理を行う。 ○ログの参照ができる (全ユーザ対象)。 ○以下のチャットアクセスのロギングを行う。少なくとも以下の情報を保管している。 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス元ユーザ (情報は認証で取得できる範囲、少なくとも ID) ・利用モデル ・質問文 (Azure OpenAI に入力する文章) ・回答文 (Azure OpenAI から出力される文章) ・質問 token 数 ・回答 token 数 ・アクセス日時 ・RAG に利用する文書の情報および文章の情報 ○各項目についての絞り込みができること。

項番	モジュール	機能名	仕様
			<ul style="list-style-type: none"> ○csv 形式でダウンロードができること。 ○ログの表示について日時など表示が煩雑になるようなら簡素化してもよい。 <p>ダウンロードデータには簡素化せずすべての情報が含まれること。</p>
2-3	利用者管理	ユーザー管理機能	<p>システムを利用するユーザーの設定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユーザーの登録、削除、変更ができる。 ○ユーザーの属性情報を登録できる。 <p>少なくとも以下の情報を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー識別情報 ・ユーザー表示名 <p>また、以下の情報も本機能で管理されることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シングルサインオンに関する情報 ・コスト分析をする際に所属組織を識別する情報 <ul style="list-style-type: none"> ○ユーザーの情報が Excel や CSV データなどの形でアウトプットできる。
		グループ機能管理	<p>各種機能の利用権限を制御するグループ機能の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グループの作成、削除、変更ができる。 ○所属するユーザーを登録、変更、削除ができる。 ○以下の機能の編集権限、利用権限を設定できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・AI モデル ・RAG 辞書 ・シナリオ <ul style="list-style-type: none"> ○グループの属性が Excel や CSV データなどの形でアウトプットできる。
3. 管理者機能（分析評価系）			
3-1	コスト管理	コスト分析、モニタリング機能	<p>コスト分析・モニタリング機能を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の単位での利用者状況、コスト分析を可能とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人単位、組織単位、全体 <p>コスト分析時に、使用したトークン数、ストレージ数などで按分されたコストが組織ごとに集計できることがのぞましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コスト発生を制御を可能とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・高単価な AI モデルや特定機能のサービス一時停止・解除など
3-2	効果評価	効果評価機能	<p>効果評価機能を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の観点からの効果評価を可能とすることがのぞましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用人数、平均利用回数、再利用率、それらの時系列の変化 ・評価の平均、各評価値の数、それらの時系列の変化 ・関心事項（質問文のトピック分析）

3. 非機能要件

3.1. 諸元

- (1) 頻度：1日1人当たり6質問回（質問文100文字程度想定）、うちRAG利用はその2分の1程度
- (2) RAGファイル：1RAG辞書当たり10,000文字×100ファイル程度、RAG辞書は15程度とする。

ただし、RAG辞書数は容易に拡大できること。

- (3) 利用者数：1,000人程度
- (4) ログ保持期間：少なくとも3か月（ログは定期的にバックアップし保持）

*1文字2token換算とする。

3.2. 性能要件

- ・レスポンスタイムは概ね3秒以内とすること。ただし達成しない合理的なもしくは一般的な理由があればその限りではない。
- ・要求するパフォーマンスが満たされない事象が発生した場合、また、事前に要求するパフォーマンスが満たされないことが想定できる場合には、速やかにIPA担当者へ報告した上で対策するもしくは了解を得ること。
- ・操作性レベル、利用・運用に係るノウハウ及びアセットの維持をすること。

3.3. 可用性・信頼性要件

- (1) ミッションクリティカルな用途への利用は想定していないが、計画的なメンテナンスを除いて、24時間365日の稼働を想定している。
- (2) 平日休日にかかわらず、サービス停止は年間12時間程度にとどめることを目標とする。月間稼働率等はAzureに準ずるとする。
- (3) システムの多重化又はマネージドサービスの利用等により、耐故障性を維持すること。また、イメージのバックアップ、IaC (Infrastructure as Code)による再構築手順などを持つことで、システム破壊時などの復旧を可能とすること。
- (4) データはマネージドサービスを用いるもしくはバックアップを持つなどで、保全性を維持すること。

3.4. システム稼働環境の要件

(1) 環境全般

- ・運用・保守が円滑に行われる環境とすること。

(2) クライアント端末環境

- ・クライアント端末は、IPAの使用する仮想デスクトップ環境及び一般的なPC上で動作する主要ブラウザ (Microsoft Edge、Google Chrome 等) において動作し、ブラウザ以外のクライアント用ソフトウェアの導入は不要であること。

(3) ネットワーク環境

- ・IPAのネットワーク環境と本システムのネットワーク環境間は、一般的なインターネット回線を利用して接続することを前提とすること。
- ・IPAのネットワーク環境と本システムのネットワーク環境間は、VPNやTLS(SSL)の利用等により、「3.5セキュリティ要件」に示すセキュアな通信環境を構築すること。

3.5. セキュリティ要件

3.5.1. 本システムの環境の運用・保守におけるセキュリティ要件

セキュリティについて十分に考慮し対策を講じたシステムであることとし、システムのセキュアな環境を監視し、維持し、また利用者が安心してシステムを利用できる環境を、以下の点を含め維持すること。

また、本システムにおいて利用するクラウドサービスは、ISMAP に準拠していることを前提とする。

(1) アクセス制御及び証跡

- ・IPA のネットワーク外からは IP アドレス制限などによりアクセスできないようにすること。
また、今後専用線を用意し利用することになった際も困難なく対応できる構成であること。
- ・不正操作等がなされていないことの検証を行うために必要なシステムログを取得できること。
- ・システムログは 30 日以上、当該システム上で保存され、必要に応じて参照可能であること。
- ・システムログが IPA 職員により取得可能であること。
- ・システムログが複数ある場合、日時が統一されていること。

(2) 脆弱性対策

- ・請負者は、クラウドサービス事業者やその他機関がもたらす脆弱性に関する情報を把握し、その脆弱性がもたらすリスクを分析の上、IPA に報告すること。
- ・これらに係る対応手順を運用・保守マニュアルに含めること。

(3) ウイルス対策

- ・ウイルス対策が必要な部位については最新のウイルス対策が行われること。
- ・これらに係る対応手順を運用・保守マニュアルに含めること。

(4) ファイアウォール

- ・原則として、外部からのアクセスは HTTPS のみ通過させ、外部へのアクセスは必要最小限のプロトコルを通過させるようにすること。
- ・運用・保守に必要なアクセス権限の設定は運用・保守マニュアルにて定義した通りにすること。

(5) データ改竄対策

- ・納入前にネットワークスキャンを実施し、不要ポートの閉塞確認を行うこと。ただし、クラウドサービスで適切に対策が行われている場合はこの限りではない。
- ・データのアクセス権設定を適切に行うこと。

(6) データの保護

- ・現行システムで扱うデータについては、可能な範囲で暗号化すること。範囲は IPA との協議で決定すること。

(7) 通信の暗号化

- ・クライアントとサーバ間の通信は暗号化すること。

(8) アプリケーション・コンテンツの開発

- ・アプリケーション・コンテンツに不正プログラムや以下に示すような脆弱性が含まれないよう開発時に十分配慮すること。(IPA の「安全なウェブサイトの作り方」を参照し確認すること。)
- ・ SQL インジェクション脆弱性
- ・ OS コマンドインジェクション脆弱性
- ・ ディレクトリトラバーサル脆弱性
- ・ セッション管理の脆弱性
- ・ アクセス制御欠如と認可処理欠如の脆弱性
- ・ クロスサイトスクリプティング脆弱性
- ・ クロスサイトリクエストフォージェリ脆弱性
- ・ クリックジャッキング脆弱性
- ・ HTTP ヘッダインジェクション脆弱性
- ・ eval インジェクション脆弱性
- ・ レースコンディション脆弱性
- ・ バッファオーバーフロー及び整数オーバーフロー脆弱性

3.5.2. その他情報セキュリティに関する事項

- ① 請負者は、その従業員、再請負先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理を徹底し、プロジェクト計画書に管理体制を記載すること。
- ② 請負者は、本事業に従事する者を限定すること。本事業の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前に IPA に報告すること。また、請負者は IPA から要請があった場合に、資本関係・役員の情報、本事業の実施場所、本事業の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を提供すること。
- ③ 請負者は、本事業に係るセキュリティインシデントが発生した場合、速やかに IPA に報告を行い、対処方法を協議のうえ実施すること。
- ④ 請負者は、IPA との秘密情報の受渡に関して、安全管理措置が講じられた方法を採用すること。なお、受渡、廃棄・抹消、及び確認方法等の秘密情報取扱に関する具体的な手順については、IPA と協議の上決定する。
- ⑤ 請負者は、情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、またはそうした状態になることが予見された場合は、必要となる改善策を提案し IPA と協議の上実施すること。
- ⑥ 請負者は、本事業を再請負する場合は、再請負することにより生ずる脅威に対してセキュリティが十分に確保されるよう、セキュリティ対策の実施を契約等により再請負先に担保させること。なお、再請負先におけるセキュリティの確保については、請負者の責任とする。
- ⑦ 請負者は、本事業におけるセキュリティ対策に関して、本書に記載された要件以外で必要と考えられる措置がある場合はそれを実施すること。

4. 作業内容・納入要件

4. 1 作業範囲

- (1) 2026年4月1日～2027年3月31日の「5. 運用・保守業務の要件」の運用・保守作業。

4. 2 環境

- (1) 運用・保守に必要な作業場所、機器設置場所及び備品・消耗品を請負者が用意すること。
- (2) 作業場所の入退室管理、作業場所内での機器、情報の取り扱い等については、請負者が責任を持って管理すること。

4. 3 引継ぎ

- (1) 以下のデータを引き継ぐこと。データは機構より CSV ファイル形式で提供する。
 - ・ ユーザー情報
 - ・ チャット履歴

5. 運用・保守業務の要件

運用・保守業務の要件は以下の通り。

5. 1 運用・保守期間

- ・ 2026年4月1日～2027年3月31日

5. 2 「チャットUI」運用・保守

- (1) 問い合わせ対応
 - ・ 本システムの活用支援等を目的とし、IPA からの問い合わせに対応すること。

- ・IPAからの問い合わせへの対応は月10時間を対応工数の上限とすること。
- ・運用・保守対応の作業を行う時間は、平日9:30から18:15とすること。

(2) 「チャットUI」運用

- ・必要な運用を実施すること。
- ・運用期間のサービス利用料等（Azure等）を含めること。
- ・IPAが提示する諸元等に従い、サービス利用料を提示すること。
- ・サービス利用料のうちAzureの費用は従量課金とし、利用量に応じた算定方法を提示すること。

(3) 「チャットUI」サービス保守

- ・AIモデルの最新化、Azureの仕様変更への追従、不具合および利便性向上への対応など必要な保守を実施すること。
- ・サービス保守業務は上期分100時間、下期分100時間を対応工数の上限とすること。

6. 実施体制

- ・業務の役割を定めた実働可能な人数を確保し、「5. 運用・保守業務の要件」に記載された運用・保守を実現できる体制を構築すること。
- ・本業務をいかなる方法をもってするかを問わず、一括して他者に再委託してはならない（実態が一括して再委託に該当するものは禁止とする）。ただしこれは再委託を制限するものではない。
- ・実施体制表を変更する場合は、あらかじめ、IPAの了承を得ること。
- ・土日、祝日、年末年始等を除く通常の業務稼働日の9:30から17:30を対応の原則とするが、必要に応じて時間外の対応を実施すること。
- ・業務の実施にあたって、以下のスキルを有する者を含めること
 - ① 情報システムのセキュリティ対策に関する実績を有すること。
 - ② Azureを用いたWebシステムの運用・保守実績を有すること。
 - ③ Azureの仮想ネットワーク、PrivateLink、Container Registryを用いたシステムの運用実績を有すること。

7. 情報管理体制など

7. 1 情報管理体制

- ・請負者は、本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、IPAに対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当部門の同意を得ること。（情報取扱者の住所、生年月日については、契約前に提出することを要しないが、契約時に情報取扱者名簿に追記の上、IPAに対して提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

なお、IPAとの契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を情報取扱者としてはならない。

【確保すべき履行体制】

- ・契約を履行する一環として契約相手方が収集、管理、作成等した一切の情報が、IPAが保護を要しないと確認するまで情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達または漏えいされないことを保証する。
- ・IPAが個別に承認した場合を除き、請負者以外の者（請負者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント、その他請負者に対して指導、監督、業務支援、助言、監督等を行う者を含む一切の請負者以外の者）に対して伝達または漏えいされないことを保証する。

- ・ 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、IPA の承認を得た場合は、この限りではない。
- ・ 情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め IPA へ届出を行い、同意を得なければならない。

7. 2 業務従事者の経歴

- ・ 本業務に従事する全ての者において、業務を遂行する能力があることを証明できること。具体的には、各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等）を提出し、業務遂行能力を証明すること。

7. 3 履行完了後の情報の取扱い

- ・ IPA から提供した資料又は IPA が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、IPA の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

7. 4 その他

- ・ 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）を提出すること。
- ・ 別添の「情報セキュリティに関する事項」を参照のこと。

8. 納入関連

- ・ 各納入物件は、作成作業に着手する前に記載内容、記載レベルについて IPA の承認を得ること。
- ・ 納入期限までに承認を得た納品物件を電子媒体に格納して IPA に納入すること。納入方法や形式等については IPA が指定する様式とすること。

8. 1 納入物件および納入期限

- ・ 問い合わせ対応

納入物件：問い合わせ記録

納入期限：上期分 2026 年 9 月 30 日

下期分 2027 年 3 月 31 日

- ・ 「チャット UI」運用・保守

納入物件：①運用・保守記録・修正マニュアル（修正がある場合）

②月額クラウド利用実績

納入期限：①上期分 2026 年 9 月 30 日

下期分 2027 年 3 月 31 日（10 営業日以内）

②毎月翌月の 20 日迄

8. 2 納入場所

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

独立行政法人情報処理推進機構 経営企画センター デジタル改革推進部

9. 検収関連

「8.1 納入物件および納入期限」による納入物件について、本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。

10. その他

本仕様書に定めのない事項等については、IPA と協議の上、決定する。

○情報セキュリティに関する事項

- (1) 本業務のために IPA から提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。なお、本項の規定は本業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有するものとする。
- (2) 本業務における作業の一切（IPA より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
- (3) 情報セキュリティを確保するための体制、および委託先企業又はその従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための体制を定め、IPA 担当者に報告すること。
- (4) 本業務の遂行において、仕様書に記載のサービスレベルに準じて業務を履行するとともに、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じ、IPA に報告すること。また、IPA の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- (5) IPA から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPA は、必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をする場合がある。
- (6) 本業務の一部を第三者に再請負する場合には、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じること。
- (7) 本業務完了または契約解除等により、IPA が提供した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに IPA に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄若しくは消去し、書面をもって IPA に報告すること。ただし、IPA が別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。
- (8) IPA が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとること。
- (9) システムの運用・保守業務に従事する者を限定すること。また、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- (10) なお、セキュリティパッチ等のテスト及びシステムへの組み込みについて、脆弱性情報のチェックと対応要否を IPA と協議したうえで、双方合意のもと要と判断した場合は、対策を実施すること。

以上

契 約 書(案)

独立行政法人情報処理推進機構 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、次の条項により「生成 AI を用いたチャット UI 環境の運用・保守」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

- 第 1 条 甲は、別紙 2 仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書記載の「生成 AI を用いたチャット UI 環境の運用・保守」(以下、「請負業務」という。) の完遂を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによるのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

(予定利用量)

- 第 2 条 仕様書等に記載された本業務のうち、クラウドサービスの提供に係る予定利用量は本契約期間の利用見込みを示したものであり、実際の利用には増減が生じることがあるものとする。

(再請負の制限)

- 第 3 条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者 (以下「再請負先」という。) に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。ただし、クラウドサービス提供業務に関する再請負の業務に従事する者の適格性及び情報保全のための履行体制の提出については、この限りでない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(クラウドサービス提供業務の責任範囲等)

- 第 4 条 乙が本業務のうちクラウドサービスの提供業務を第三者へ再請負を託する場合において、本契約に基づき乙が甲に対する責任の範囲等について明確化又は限定が必要と判断したときは、前条第 2 項で届け出る書面とは別に、別添様式第 1 に当該第三者が乙に対し負う責任の範囲等を記入の上、甲に提出し、当該第三者に対し再請負をする前に、甲の承諾を得るものとする。
- 2 乙が前項の手続により甲の承認を得た第三者に対しクラウドサービスの提供業務を再請負した場合、乙は、甲に対し、当該第三者の行為を監督する義務及び当該第三者が乙に対し負うのと同一の義務のみを負うものとする。なお、前項の書類を提出しない場合においても、本契約における仕様書等に記載している当該第三者に対する義務は負うものとする。

(責任者の選任)

- 第 5 条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者 (乙の正規従業員に限る。) を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第6条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙2仕様書のとおりとする。

(契約金額)

第7条 本契約の契約単価は、別紙1の「契約書第7条に係る料金表」のとおりとする。

2 本契約の対価の額は、乙が応じた業務単位数に対して前項の契約単価を乗じて得た金額に、消費税額及び地方消費税額（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、当該金額に100分の10を乗じた額（1円未満は切り捨て））を加えた額とする。

3 第1項の料金表には、本業務の履行のための一切の費用が含まれるものとする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第10条 甲は、各々の納入物件の納入を受けた日から10日以内に、当該納入物件について別紙2仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

2 各々の納入物件について、前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 本業務は、2026年3月分の納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。

一 修補等が不能であるとき。

二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の

目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
- 5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
- 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

第12条 甲は、第10条に規定する検査に合格した場合、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。
- 3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

(遅延損害金)

第13条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第14条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

- 一 仕様書その他契約条件の変更(乙に帰責事由ある場合を除く。)
 - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
 - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
 - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。
- 2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

第15条 甲は、第11条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
- 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
- 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
- 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく

低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。

五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。

六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。

4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第16条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第7条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第13条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

第17条 乙が、第15条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

第18条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。

3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。

4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。

5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

- 6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。
- 7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
- 8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。
- 10 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 11 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

- 第 19 条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 10 条第 3 項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。
- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。
 - 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作権者人格権、及び著作権法第 28 条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

- 第 20 条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。
- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
 - 3 第 11 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

- 第 21 条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。
- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。
 - 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
 - 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。

できる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 22 条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 23 条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

契約書第7条に係る料金表

(1) 2026年4月1日～2026年9月30日のサービス運用・サービス保守金額

項目	数量	金額 (税抜)
2026年4月1日～2026年9月30日のサービス運用・サービス保守金額	一式	金〇,〇〇〇,〇〇〇円

(2) 2026年10月1日～2027年3月31日のサービス運用・サービス保守金額

項目	数量	金額 (税抜)
2026年10月1日～2027年3月31日のサービス運用・サービス保守金額	一式	金〇,〇〇〇,〇〇〇円

(3) 2026年4月1日～2026年9月30日の問い合わせ対応料金

項目	数量	金額 (税抜)
2026年4月1日～2026年9月30日の問い合わせ対応料金	一式	金〇,〇〇〇,〇〇〇円

(4) 2026年10月1日～2027年3月31日の問い合わせ対応料金

項目	数量	金額 (税抜)
2026年10月1日～2027年3月31日の問い合わせ対応料金	一式	金〇,〇〇〇,〇〇〇円

(5) クラウドサービスの利用料金 (従量課金分、単価契約)

項目	予定数量	税抜単価 (定価)	割引/割増率
※「機構が利用するクラウドサービスの項目一覧と予定数量表」を基に作成する想定。閲覧方法は「3. 現行システムの資料の開示」参照。			

注1 支払請求書は消費税を含む毎月の本件業務の合計代金を日本円で請求するものとする。

注2 外貨支払いによるクラウドサービスを利用する場合は、乙は請求時に毎月の為替レートを明示する。毎月の為替レートの適用基準は以下とする。(例：毎月の〇〇〇銀行公表の月中平均値)

注3 (5)は、契約期間内に利用するサービス費用の税抜価格(定価)から所定の割引(又は割増)率に基づいた単価において契約する。

注4 (5)について、契約期間内に上記サービスの一覧の定価が変動する場合は、契約時と同等の割引(又は割増)率で利用できるものとする。また、新たなサービスが追加利用される場合は同様のサービスと同等の割引率とする。ただし、割引することがクラウドサービス事業者から許可されていないサービスについてはこの限りではない。

注5 各金額について、1円未満の端数は認めない。

【料金表作成の留意事項】

- 事業者は、本紙に基づき、クラウドサービスの利用料金(従量課金分)に係る代金の内訳等(単価表)を作成すること。

- ・ 提出方法は、紙媒体及び電子媒体（エクセル）によるものとする。

1 単価表作成の留意事項

- (1) 「税抜単価（定価）」は、クラウドサービス事業者が定めるサービス毎の単価（算定式を含む）を記載すること。なお、サービス毎の税抜単価（定価）は、全て同一時点のものとする。
- (2) 「税抜単価（定価）」は、サービスの利用状況によって、単価や計算式等が異なることも想定されるため、表の様式内の細分化や、別表にすることも可とする。
- (3) 「税抜単価（定価）」の課金方式や対象OS、コスト要素等によって、単価（算定式を含む）のパターンが複数になる場合は、利用が想定される組み合わせの単価（算定式を含む）について記載すること。
- (4) 料金表における「税抜単価（定価）」は、為替レートに影響を受けないクラウドサービス事業者が提供する通貨とし、税抜の記載とする。
※外貨支払いによるクラウドサービスを利用する場合、請求時に毎月の為替レートを明示すること。
※為替レートに含まれる金融機関の為替手数料のほかに、クラウドサービス事業者が為替手数料名目で手数料を加えることが出来ない点に注意すること。
- (5) 「割引／割増率」は、サービス毎の「税抜単価（定価）」に対する割引率若しくは割増率とし、仮に、契約期間内において、クラウドサービス事業者の単価（算定式を含む）の変更があった場合においても固定した割引若しくは割増率とする。

(別添様式第1：契約書第4条に基づき指定する書式)

申請書

当社が、クラウドサービスの提供業務を委託する_____ (以下「再請負先」といいます。)との契約において、その責任範囲等について以下のとおり規定しています。契約書第4条第1項に基づき当社の責任の範囲を明確にし、また、限定することを承認していただきたく、本書面をもって申請します。

法人名(乙) _____

代表者氏名 _____

再請負先との契約内容 (責任範囲等)	規定の理由	備考

※「再請負先との契約内容」は、具体的に記載すること(契約書の添付も可)。

※「規定の理由」は、クラウドサービスの提供業務の再請負に当たり当該契約内容を含む合理的な理由を説明すること

※ 入札時において同様の内容が提示されていること。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否にかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定す違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結

する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等(再請負先(下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。)並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上